

業務適正化推進チーム設置要綱

1. 趣旨

参議院本会議での、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の趣旨説明時の配布資料の誤りや、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」における条文の誤りなど、厚生労働省において、重大な業務遂行上の誤りが複数発生しているところである。このような誤りの再発防止に必要な対策を推進するため、「業務適正化推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を設置する。

2. 構成員

主査 : 佐藤厚生労働副大臣
副主査 : 赤石厚生労働大臣政務官
構成員 : 事務次官
厚生労働審議官
大臣官房長
大臣官房総括審議官
医政局長
健康局長
医薬食品局長
労働基準局長
職業安定局長
職業能力開発局長
雇用均等・児童家庭局長
社会・援護局長
老健局長
保険局長
年金局長
政策統括官（社会保障担当）
政策統括官（労働担当）

3. その他

- ・推進チームの事務局は、関係部局の協力を得て、大臣官房総務課が行う。
- ・議事は、原則非公開とする。